



入園申込・支給認定の手引



令和
2年度

平成27年度に施行された「子ども子育て新制度」により、認定こども園・保育園の利用にあたっては、保育の必要性に応じた「支給認定」を受ける必要があります。

申し込み受付期間

☆受付期間・・・令和元年9月2日(月)～令和元年10月1日(火)

☆提出先・・・市役所子ども未来課 または、浜っ子こども園、各保育園等

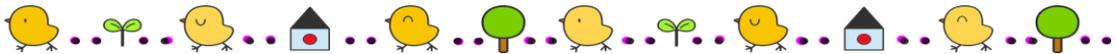
◎「教育・保育給付認定申請書」に必要事項を記入し、必ず押印をしてください。
※転園を希望される方も記入して下さい。

◎「保育の必要性認定事由」に伴い、所定の申告書・必要な証明書を添付して下さい。

◎提出していただいた書類をもとに、「支給認定区分」「保育必要量」を決定します。
・・・下記参照

◎産休・育休明け、または出産予定等で、年度途中からの入園を希望される場合は、必ず予約申し込みをして下さい。(産前からの予約が出来ます。)

※入園後2週間から1ヵ月程度、新しい環境に慣れるための慣らし保育の期間を設けています。



認定区分

支給認定区分	対象となる子ども	保育の必要量	利用できる施設
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども	教育標準時間：4時間 浜っ子こども園：5.5時間 聖ルカ幼稚園：6.5時間	浜っ子こども園(幼稚園部) (仮称)聖ルカ幼稚園 (幼稚園部)
2号認定	満3歳以上で、保護者の労働や疾病等により、保育を必要とする子ども	※1 保育標準時間：最長11時間 ※2 保育短時間：最長8時間	各保育園 浜っ子こども園(保育園部) (仮称)聖ルカ幼稚園
3号認定	満3歳未満で、保護者の労働や疾病等により、保育を必要とする子ども	※1 保育標準時間：最長11時間 ※2 保育短時間：最長8時間	(保育園部)

◆満3歳以上で保育の必要性が無い場合は、1号認定となります。◆

◆(仮称)聖ルカ幼稚園は令和2年9月開園予定です◆

※1：保育標準時間・・・保護者のいずれもが、1ヵ月120時間以上の就労

※2：保育短時間・・・保護者のいずれかが、1ヵ月48時間以上120時間未満の就労

◎申請内容に応じ、支給認定・利用調整を行います。

※浜っ子こども園(幼稚園部)の保育時間は8:30～14:00です。

(仮称)聖ルカ幼稚園(幼稚園部)の保育時間は8:30～15:00です。

※浜っ子こども園・(仮称)聖ルカ幼稚園(保育園部)

各保育園等の保育時間は、次のとおりです。

保育標準時間・・・7:30～18:30

保育短時間・・・8:30～16:30

保育の必要性を証明するために必要な添付書類



- 対象者**
- ・ 児童の保護者
 - ・ 65歳未満の同居の祖父母・・・※家庭状況調書を提出してください。

	保育を必要性認定事由	① 申告書	必要な添付書類
1	会社などに勤務		※就労証明書
2	自営業	必要	納品書または発注書の写し
3	農業・漁業	必要	納品書または発注書の写し
4	内職		※就労証明書
5	妊娠、出産	必要	母子手帳の写し(表紙・予定日記載分)
6	疾病、障がい(保護者)	必要	※診断書 ・ 障害者手帳の写し(心身または精神)
7	介護・看護(同居または長期入院している親族の介護、看護)	必要	・ 障害の場合・・・手帳の写し ※・ 病気の場合・・・介護、看護用診断書
8	災害復旧	必要	
9	就学	必要	在学証明書または、合格通知書の写し
◇	求職		※求職申告書
◇	育児休業中		※就労証明書
◇	その他	必要	※児童発達状況表 市が必要と認めるもの

- ①申告書と※印の書類は市から配布します。
- 就労証明書以外の添付書類は、指定の用紙に貼付してください。



入園・支給認定申請の結果通知について

- ◎ 「保育の必要性あり」と認められた方には、市から12月末に「支給認定証」を送付します。
- ◎ 利用する保育園等の決定にあたっては、保育の必要性の高い方から順次決定します。
そのため、第一希望に添えない場合もありますので、ご了承願います。
(希望に添えない場合、11月頃から連絡させていただき、調整します。)
- ◎ 利用する保育園等の決定については、1月中に通知します。



保育料について

- ◎ 幼稚園・保育園・認定こども園等を利用する
全ての3歳～5歳までの子ども達と0歳～2歳児までの住民税非課税世帯の子ども
の利用料が、無償になります。(別紙参照)ただし、3歳～5歳の一部の子どもは
給食費(副食費)4,500円(予定)がかかります。
- ◎ 決定通知の発送は4月中旬になります。